報

(アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号 七十三号)別表二の付表第十九の規定に基づき、 のように改正する。林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第○農林水産省告示第千百九号

「、レーニア種及びロイヤルレーニア種」に改めト種、ガーネット種」に、及びレーニア種」を四の三中「ガーネット種」を アーリーガーネッ

平成十七年六月二十二日

農林水産大臣 島村 宜伸